

施設沿革

平成13年4月5日 社会福祉法人 清養会 認可

平成14年11月1日 知的障害者更生施設 幸養苑(入所30名定員)

知的障害者更生施設 幸養苑(通所20名定員)開設

平成15年9月1日 知的障害者短期入所事業(定員4名)開設

平成18年10月1日 障害者自立支援法に基づき短期入所サービスへ移行

平成18年10月2日 青森市日中一時支援事業委託開始(定員5名)

平成23年4月1日 「障がい者支援施設 幸養苑」に名称変更し、新体系へ移行日中活動業棟増設

施設入所支援(30名定員)生活介護(45名定員)・自立訓練【生活訓練】(10名定員)

平成23年7月27日 皇太子殿下幸養苑視察

平成24年4月1日 強度行動障害者特別療育支援モデル事業開始

平成25年4月1日 「デイサービスセンター ケヤキ」を原別地区へ新築放課後等デイサービス(10名定員)開設

平成26年4月1日 強度行動障害者特別療育支援モデル事業開始から強度行動障害者支援体制構築事業へ事業名変更

平成26年4月1日 「デイサービスセンター ケヤキ」内に相談支援事業開設(計画相談支援事業・障害児相談支援事業)

平成26年6月1日 幸養苑定員変更 生活介護(49名定員)・自立訓練【生活訓練】(6名定員)

平成28年9月1日 青森県強度行動障害児支援体制整備事業(県単位委託事業)開始

平成29年4月1日 社会福祉法改正に基づき新法人体制に移行

令和2年4月1日 緊急短期宿泊事業委託開始

青森市虐待防止センター一部委託業務開始

令和3年4月1日 幸養苑に「地域生活支援センター ケヤキ」増築1階幸養苑 地域生活支援拠点事業開始

短期入所(6名定員)へ変更

原別地区より「デイサービスセンターケヤキ」センター2階へ移転



ご利用の流れ

施設利用を希望される方は、現在居住の市町村にてご相談ください。なお、当施設においても利用手続等に関する相談・施設内見学も承っております。

お気軽にご連絡ください。

障がい者支援施設 幸養苑

障がい者支援施設 幸養苑では、基本的人権の尊重、自己決定・自立支援の推進、個々のニーズに基づいたサービスの充実、家族・地域との連携の強化に努めます

障害福祉サービス

居住系サービス

・施設入所支援(定員30名)

利用者の個別支援計画に基づき、個々のニーズに即した生活環境の徹底や、余暇支援の充実を図りながら多様なサービスを心がけます。



・令和2年浴室の増改築を行い介護用入用機器を導入しました。高齢者や重度利用者の皆さんのが安心して入浴できる環境が整いました。

通年行事

お花見会・夏祭り・クリスマス会・節分・餅つき会etc…
外食・買い物・旅行・各イベント出席



・短期入所(定員6名)

自宅で養育する方の病気の場合などに、短期間入所を必要とする障害者等が入浴・排せつなどの支援を受けることができます。

日中活動系サービス

・生活介護(定員49名)

利用者の人権を尊重し、それぞれの状態に即した自立を育むことを基本に個別ニーズに即した内容で日中活動の場を提供します。個々にあった各活動グループで活動計画及び個別支援計画に基づき実施します。



・個々の利用者が自発的に充実した時間を過ごせるよう配慮しながら活動し、強度行動障がいのある利用者への個別支援の充実を図ります。

・利用者の高齢化に伴って高齢者支援のための活動室を設け、リハビリ活動や趣味的活動等を行っています。

・自立訓練(生活訓練)(定員6名)

利用者個々のニーズに基づいて自立した地域での生活が確立されるよう支援します。
また積極的に社会生活体験の場を提供します。

地域生活支援事業

・日中一時支援事業

障害のある方の日常的な支援を担われている保護者の方を中心としたご家族の方が、必要な休息が得られることを目的に、障害のある方の日中の活動の場を一時的に提供するサービスです。

・障がい者虐待に伴う短期宿泊事業

障がいのある方で養育者からの虐待により、放置しておくと重大な結果を招く恐れが予測される場合や他の方法で虐待の軽減が期待できない場合で青森市虐待防止センターで短期的に宿泊をさせることが必要と認められた方が対象。

障がい者支援施設 幸養苑

地域生活支援センターケヤキ 1 階

地域生活支援拠点事業

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え障がい者の生活を拠点全体で支えるため、地域の実情に応じて整備するものです。

地域生活支援拠点等の主な機能

・相談

地域生活支援コーディネーターを配置し、特に緊急時での連絡体制・必要なサービスのコーディネートや相談等必要な支援を行います。

・緊急時の受入

短期入所を可能にした常時緊急受入体制を確保。次のステップに向けて関係機関との連携を図る等必要な対応を図ります。

・専門的人材の確保・養成

さまざまな障害特性等の対応できる体制の確保や人材の養成を図る為、研修等を企画実施します。

・地域との体制づくり

地域生活支援コーディネーターを配置し、サービス提供体制の確保や連携体制の構築等につとめます。

・体験の機会の確保

地域移行等自立に向けた一人暮らしの体験の機会を提供します。

(注) 今年度は検討課題とし、令和4年度からの開始を目指す。

相談窓口

地域生活支援コーディネーター
幸養苑 菅長 中村伸二



地域生活支援センターケヤキ

1F 障がい者支援施設 幸養苑

地域生活支援拠点事業

日中活動事業（生活介護・自立訓練 [生活訓練]）

2F デイサービスセンター ケヤキ

放課後等デイサービス

計画相談支援

障害児相談支援

〒030-0922

青森市泉野野脇 46-61 地域生活支援センターケヤキ 2F

デイサービスセンターケヤキ

放課後等デイサービス ☎017-763-4447

相談支援事業 ☎017-752-8887

FAX 017-752-8886

Male keyaki@orange.ocn.ne.jp

社会福祉法人 清養会

障がい者支援施設 幸養苑

施設入所支援・生活介護・短期入所

〒030-0922

青森市泉野野脇 46-61

法人本部

障がい者支援施設 幸養苑 ☎017-726-5855

FAX 017-737-3369

Male koyoen@car.ocn.ne.jp

